

別紙

土地改良工事積算基準の取扱いについて

○土地改良工事積算基準の取扱いについて

1. この積算基準は亜熱帯海洋性気候の下での作業を考慮していないため、以下に示すとおり補正して使用することとする。

1). 割増対象工種

次の工種以外については、割増対象とする。

- ①トンネル坑内作業等で外気の影響を直接受けないと考えられる工種
- ②橋梁、施設機械等の工場製作及び工場塗料等の屋内作業にかかる工種
- ③建設機械付労務（特殊運転手、一般運転手、運転助手）
- ④夜間工事
- ⑤市場単価方式を導入している施工単価コード（工種）

2). 適用歩掛による割増率

土木歩掛（施設機械含む）：25%

3). 割増の算定（端数の取扱い）について

割増の方法は、1. に示す割増対象の歩掛に対して1.25倍し、端数のある場合は小数点第三位を四捨五入、第二位止めとする。（小数点第四位四捨五入、第三位止め）

例)

$$\begin{array}{ll} 0.5 \times 1.25 = 0.625 \div 0.63 & 2.43 \times 1.25 = 3.0375 \div 3.04 \\ 1.0 \times 1.25 = 1.25 & 3.117 \times 1.25 = 3.89625 \div 3.896 \end{array}$$

4). 施工パッケージ型積算基準について

①割増適用について

上記1). ～2). と同様に、対象工種に対して割増率を適用し、その補正方法については農地農村整備課ホームページに掲載している「標準単価から積算単価への補正方法」とおりとする。

②施工パッケージ標準単価表について

令和7年10月1日から適用する施工パッケージ標準単価表は、下記農地農村整備課ホームページに掲載する。

※農地農村整備課ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/nochinoson/gijutu/spkouhyou.html>

2. 地域区分における補正について

下記における「山間僻地及び離島」の対象地域は「人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合」を「沖縄県条例における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合」と読み替える。

「土地改良事業等請負工事積算基準」別表3 現場管理費率の補正

「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」別表3 共通仮設費率の補正

「土地改良事業請負工事積算基準(施設機械)」3-2 (2) ア 共通仮設費 (キ)次表「地域補正の適用」及び3-2 (2) イ 現場管理費 (キ)次表「地域補正の適用」

3. 委託業務における旅費の計上について

旅費を計上する場合は、「沖縄県職員の旅費に関する条例」及び「沖縄県職員の旅費支給規則」等に基づき積算することとする。